

地方自治法の一部を改正する法律新旧対照表
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
地方自治法目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第十章（略） 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節（略） 第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款～第三款（略） 第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手續 第五款（略） 第三節 普通地方公共団体相互間の協力 第一款 連携協約 第二款 協議会 第三款 機関等の共同設置	地方自治法目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第十章（略） 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節（略） 第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款～第三款（略） 第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手續 第五款（略） 第三節 普通地方公共団体相互間の協力 第一款 協議会 第二款 機関等の共同設置

第四款 事務の委託

第五款 事務の代替執行

第六款 職員の派遣

第四節・第五節 (略)

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 (略)

第二節 中核市に関する特例

第十三章・第十四章 (略)

第三編・第四編 (略)

第二編 普通地方公共団体

第二章 住民

第十三条 (略)

② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

③ (略)

第三款 事務の委託

第四款 職員の派遣

第四節・第五節 (略)

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 (略)

第二節 中核市に関する特例

第三節 特例市に関する特例

第十三章・第十四章 (略)

第三編・第四編 (略)

第二編 普通地方公共団体

第二章 住民

第十三条 (略)

② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

③ (略)

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ (略)

一・二 (略)

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦～⑨ (略)

第二節 解散及び解職の請求

第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ (略)

一・二 (略)

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦～⑨ (略)

第二節 解散及び解職の請求

第八十六条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算

委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市

して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）と読み替えるものとする。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

②（略）

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事又は副市町村長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

②（略）

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意について

百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②④ (略)

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

は、この限りでない。

②④ (略)

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体
相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

六 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体
相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

を通知し、かつ、公表したとき。

八・九 (略)

5| (略)

6| 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第五項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

(処理方策の提示)

第二百五十一条の三の二 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による

六・七 (略)

4| (略)

5| 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第四項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策（以下この条において「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

2 前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に関係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

（政令への委任）

第二百五十一条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員

（政令への委任）

第二百五十一条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員

の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。

5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについて

の調停並びに審査及び勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

は総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようになければならない。

7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

第二款 協議会

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 (略)

26 (略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項か

第一款 協議会

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 (略)

26 (略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項か

項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 (略)

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時まで、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の例によらないものとする。

3・4 (略)

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第三款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合

ら第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 (略)

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時まで、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3・4 (略)

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、

に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となったときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第四款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となったときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第三款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 (略)

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第五款 事務の代替執行

(事務の代替執行)

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の

2 (略)

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体
- 二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法
- 三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に関し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通
地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若
しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務
の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若
しくは委員が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

第六款 職員の派遣

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(区の設置)

第二百五十二条の二十 (略)

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務
所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補
助機関である職員をもつて充てる。

5 (略)

6 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び
所管区域に、第七十五条第二項の規定は区長又は第四項の区の事務所
の出張所の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規

第四款 職員の派遣

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(区の設置)

第二百五十二条の二十 (略)

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこ
れを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助
機関である職員をもつて充てる。

4 (略)

5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び
所管区域に、第七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編
第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員

定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

7| 9| (略)

10| 第七項の規定に基づき、区に区域協議会を置く指定都市は、第二
二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区
を設けることができる。

11| (略)

(総合区の設置)

第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保す
るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市
長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の
規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区
を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置
くことができる。

2| 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合
区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3| 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。

4| 総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。

5| 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、任期中においても
これを解職することができる。

6| 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、
総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代
理する。

会について、これを準用する。

6| 8| (略)

9| 第六項の規定に基づき、区に区域協議会を置く指定都市は、第二
二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区
を設けることができる。

10| (略)

7 | 第四百四十一条、第四百四十二条、第五百五十九条、第六百六十四条、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第一項及び第三項並びに第七百七十五条第二項の規定は、総合区長について準用する。

8 | 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 | 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

二 | 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

三 | 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

四 | 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

9 | 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員

を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければなら
ない。

10| 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分
に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができ
る。

11| 総合区に選挙管理委員会を置く。

12| 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務所又はその出張所の位置
及び所管区域について、第七十五条第二項の規定は総合区の事務所の
出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関す
る規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

13| 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

14| 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に関し必要な事項は、
政令でこれを定める。

(指定都市都道府県調整会議)

第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道
府県（以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括
都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理につ
いて必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2| 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一| 指定都市の市長

二| 包括都道府県の知事

3| 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協

議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者

三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者

四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者

六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者

七 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四

項の規定の趣旨を達成するため必要があるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

(指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告)

第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に関し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め（以下この条及び次条において「勧告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知し

なければならない。

4 勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。

5 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならない。

6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に對し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。

7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。

8 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(指定都市都道府県勧告調整委員)

第二百五十二条の二十一の四 指定都市都道府県勧告調整委員は、前条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述べる。

2 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。

3 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤とする。

4 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告の求めをした指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事が前条第四項の規定により勧告の求めを取り下げたとき又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述べたときは、その職を失う。

5 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員を罷免しなければならない。

6 第二百五十二条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十

二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 中核市に関する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2
(略)

第二節 中核市に関する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2
(略)

第三節 特例市に関する特例

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（特例市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十六の五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六の六 特例市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定又は第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定は、その効力を失うものとする。

(特例市の指定に係る手続の特例)

第二百五十二条の二十六の七 第七条第一項又は第三項の規定により特例市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十六の二に規定する場合を除き、第二百五十二条の二十六の四において準用する第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

第十四章 補則

第十四章 補則

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所

- 有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。
- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地

縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をするこ
とについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権
を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者
等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告する
ものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならな
い。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べな
かつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記
をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみ
なす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保
存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものと
みなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が
第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に
異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つ
た認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べ
たときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びそ
の内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するもの
とする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわら
ず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請

情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十（略）

第三編 特別地方公共団体

第三節 広域連合

（直接請求）

第二百九十一条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連

第二百六十条の三十八（略）

第三編 特別地方公共団体

第三節 広域連合

（直接請求）

第二百九十一条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連

合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。

合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合

「の区及び総合区」を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十

には当該市の区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村及び指定都市の区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村及び指定都市の区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十

四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県）」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6／8（略）

四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県）」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6／8（略）

改 正 案	現 行
地方自治法施行令目次 第一編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第六章 （略） 第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互 の関係 第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互 間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款・第二款 （略） 第三款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示 の手続 第八章～第十一章 （略） 第三編・第四編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第六節 契約	地方自治法施行令目次 第一編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第六章 （略） 第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互 の関係 第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互 間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款・第二款 （略） 第三款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続 第八章～第十一章 （略） 第三編・第四編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第六節 契約

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

（調停）

第百七十四条の六 地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により自治紛争処理委員による調停の申請をした当事者は、同項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

2| （略）

3| （略）

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

（調停）

第百七十四条の六

総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により当事者の申請があつた場合において、事件を調停に付することが適当でないとき、その旨を当事者に通知しなければならない。

2| 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第一項

4| 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第二項の規定により調停の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者に通知しなければならない。

5| (略)

第百七十四条の七 (略)

の規定により事件を自治紛争処理委員の調停に付したときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者にこれを通知しなければならない。

3| 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、調停の経過について報告を求めることができる。

(審査及び勧告)

第百七十四条の七 地方自治法第二百五十一条の三第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申出をする市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁

二 申出に係る都道府県の関与（地方自治法第二百五十一条第一項に規定する都道府県の関与をいう。以下この条において同じ。）

三 申出に係る都道府県の関与があつた年月日

四 申出の趣旨及び理由

五 申出の年月日

2 地方自治法第二百五十一条の三第二項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申出に係る都道府県の不作為（地方自治法第二百五十一条の三第二項に規定する都道府県の不作為をいう。）に係る都道府県の関与につ

いての申請等の内容及び年月日

二 前項第一号及び第五号に掲げる事項

3 地方自治法第二百五十一条の第三項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申出に係る協議の内容

二 第一項第一号及び第五号に掲げる事項

4 総務大臣は、地方自治法第二百五十一条の第三項から第三項までの規定により事件を自治紛争処理委員の審査に付したときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、これらの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁にこれを通知しなければならない。

(処理方策の提示)

第七十四条の八 地方自治法第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策（同法第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、同法第二百五十二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第二項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならない。

(総務省令への委任)

第七十四条の八 前二条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停並びに審査及び勧告の手続の細目は、総務省令で定める。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。 4 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができる。 (総務省令への委任) 第百七十四条の九 前三条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示の手続の細目は、総務省令で定める。 第百七十四条の十から第百七十四条の十八まで 削除 第百七十四条の十九 (略)	第百七十四条の九から第百七十四条の十八まで 削除 (共同設置することができない委員会) 第百七十四条の十九 地方自治法第二百五十二条の七第一項ただし書の規定による委員会は、公安委員会とする。
---	--

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号） 新旧対照条文

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
地方自治法施行令目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第七章（略） 第八章 大都市等に関する特例 第二節（略） 第二節 中核市に関する特例 第九章～第十一章（略） 第三編・第四編（略） 第二編 普通地方公共団体 第二章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求 第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求に	地方自治法施行令目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第七章（略） 第八章 大都市等に関する特例 第一節（略） 第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例 第九章～第十一章（略） 第三編・第四編（略） 第二編 普通地方公共団体 第二章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求 第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求に

あつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなし、第九十二条第二項中「市町村の」とあるのは「区又は総合区の区域内において」とする。

第二節 解散及び解職の請求

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

あつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。ただし、第九十二条第三項から第五項までの規定については、この限りでない。

第二節 解散及び解職の請求

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十六条第四項において準用する同
-------	-----------------	------------------------

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第五項まで	第九十二条 第一項	第九十二条 第三項及び 第四項	第九十四条 第一項
地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第七十四条第 五項	五十分の一
法第七十四条第六項各号 地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項	三分の一（その総数が四 十万を超え八十万以下の 場合にあつてはその四十 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超え る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の 一を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一

			(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

			第九十六 条第一 項	第九十五 条の四	第九十五 条の三	第九十五 条の二	
五十分の一	同法第七十四 条第五項	同法第七十四 条の二第六 項	地方自治法第七十四 条第一項	地方自治法第七十四 条の二第六 項	地方自治法第七十四 条の二第五 項	地方自治法第七十四 条の二第一 項	
三分の一（その総数が四十 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数）	同法第八十六 条第四項に おいて準用する同法第七 十四条第五 項	同法第八十六 条第四項に おいて準用 する同法第七 十四条の二 第六項	地方自治法第八十六 条第一項	地方自治法第八十六 条第四項に おいて準用 する同法第七 十四条の二 第六項	地方自治法第八十六 条第四項に おいて準用 する同法第七 十四条の二 第五項	地方自治法第八十六 条第四項に おいて準用 する同法第七 十四条の二 第一項	

		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

		第九十七條 第一項	第九十六條 第二項	
五十分の一	五項	地方自治法第七十四條第 五項	地方自治法第七十四條の 第二十項	
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條第五項	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の第二十項	を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た

第二節 委員会及び委員

第四章 執行機関

(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第二節 委員会及び委員

第四章 執行機関

第九十八條 第二項			
項	同法第七十四條の二第十 二及び第七十四條の三	地方自治法第七十四條の 三項	地方自治法第七十四條第 三項
同法第七十四條の二第十 項において準用する同法第七 十四條の二第十項	同法第八十六條第四項に おいて準用する同法第七 十四條の三	地方自治法第八十六條第 四項において準用する同 法第七十四條の二及び第 七十四條の三	地方自治法第八十六條第 三項
数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超え る場合に於てはその八 十万を超える数に八分の一 を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数			

第二款 選挙管理委員会

第四百四十条 第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百三十条及び第三百三十一条の規定は、選挙管理委員会の委員長にこれを準用する。
この場合において、第二百二十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内」とあるのは「十日以内」と、同条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「選挙管理委員の一人」と読み替えるものとする。

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(削る)

第四百七十四条の四十一 (略)

第二款 選挙管理委員会

第四百四十条 第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百三十条及び第三百三十一条の規定は、選挙管理委員会の委員長にこれを準用する。
ただし、第二百二十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内」とあるのは「十日以内」、同条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「選挙管理委員の一人」と読み替えるものとする。

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第四百七十四条の四十一 削除

(関与の特例)

第四百七十四条の四十二 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第十四条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている水道法第三十六条の規定による水道事業に関する都道府県知事の改善の指示等に関する規定は適用せず、又は同令第十四条第三項の規定により都道府県知事が行うこととされている同

法第十条第一項の規定による都道府県知事の水道事業の変更の認可は要しないものとする。

(区長)

第百七十四条の四十三 指定都市の区（以下この章において「区」という。）に、その事務所の長として区長を置く。

2 区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

(区会計管理者)

第百七十四条の四十四 区に区会計管理者一人を置く。

2 区会計管理者は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

3 指定都市の市長、副市長、会計管理者若しくは監査委員又は区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区会計管理者となることできない。

4 区会計管理者は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第百七十四条の四十五 区会計管理者は、指定都市の会計管理者の命を受け、当該区に係る会計事務をつかさどる。

2 指定都市の市長は、区会計管理者に事故がある場合において必要があ

(削る)

(区会計管理者)

第百七十四条の四十二 指定都市の区（以下この章において「区」という。）に区会計管理者一人を置く。

2 (略)

3 指定都市の市長、副市長、会計管理者若しくは監査委員又は当該区の区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区会計管理者となることできない。

4 (略)

第百七十四条の四十三 (略)

2・3 (略)

第百七十四条の四十四 (略)

2、4 (略)

(区の選挙管理委員及び補充員)

第百七十四条の四十五 区の選挙管理委員及び補充員は、当該区の区域内において選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

るときは、当該指定都市の市長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

3 指定都市の市長は、会計管理者の事務の一部を区会計管理者に委任させることができる。この場合においては、指定都市の市長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(区出納員その他の区会計職員)

第百七十四条の四十六 区会計管理者の事務を補助させるため区出納員その他の区会計職員を置くことができる。

2 区出納員その他の区会計職員は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

3 区出納員は、区会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の区会計職員は、上司の命を受けて会計事務をつかさどる。

4 指定都市の市長は、区会計管理者をしてその事務の一部を区出納員に委任させ、又は当該区出納員をして更に当該委任を受けた事務の一部を区出納員以外の区会計職員に委任させることができる。この場合においては、指定都市の市長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(区の選挙管理委員及び補充員)

第百七十四条の四十七 区の選挙管理委員及び補充員は、その区における選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

第百七十四条の四十六 (略)

(区の選挙管理委員会の指揮監督)

第百七十四条の四十七 (略)

2 地方自治法及びこの政令に定めるものを除くほか、区の選挙管理委員会に関しては、指定都市の選挙管理委員会において必要な事項を定めることができる。

(市の選挙管理委員会に関する規定の準用)

第百七十四条の四十八 第百三十四条から第百三十七条まで及び第百四十条中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会について準用する。この場合において、同条中「一人」とあるのは、「一人」と、第百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該区の選挙管理委員会の委員長」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「区又は総合区の選挙管理委員会の委員長（当該地域

(区が新たに設置された場合の選挙管理委員会等の事務の管理の特例)

第百七十四条の四十七の二 区が新たに設置された場合においては、当該区の選挙管理委員会の委員が選挙されるまでの間は、法令の規定により区の選挙管理委員会又は区の選挙管理委員会の委員長が管理すべき事務は、それぞれ指定都市の選挙管理委員会又は指定都市の選挙管理委員会の委員長が管理するものとする。

(区の選挙管理委員会の指揮監督)

第百七十四条の四十八 指定都市の選挙管理委員会は、区の選挙管理委員会を指揮監督する。この場合においては、地方自治法第百五十四条の二の規定を準用する。

2 地方自治法及びこの政令に定めるものを除く外、区の選挙管理委員会に関しては、指定都市の選挙管理委員会において必要な事項を定めることができる。

(市の選挙管理委員会に関する規定の準用)

第百七十四条の四十九 第百三十四条乃至第百三十七条及び第百四十条中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会にこれを準用する。

が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長」に」と、第百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（総合区長の事務の引継ぎ）

第百七十四条の四十八の二、第百二十三条、第百二十四条、第百二十八条、第百三十条及び第百三十一条の規定は、総合区長について準用する。
この場合において、第百二十三条第一項中「都道府県知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内にその担任する」とあるのは「十日以内に地方自治法第百五十二条の二十の二第八項の規定により総合区長が執行することとされた」と、「引き継がなければならない」とあるのは「引き継がなければならない。ただし、市長から委任された事務があるときは、退職の日から十日以内に当該事務を市長に引き継がなければならない」と、同条第二項中「その担任する」とあるのは「同項本文に規定する」と、「副知事又は副市町村長（地方自治法第百五十二条第二項又は第三項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理すべき職員を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地方自治法第百五十二条の二十の二第六項の規定により総合区長の職務を代理すべき職員」と、「副知事又は副市町村長は」とあるのは「当該職員は」と、第百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の

長」とあるのは「当該総合区の総合区長」と、「当該地域が新たに属した普通地方公共団体の長」とあるのは「市長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の長）」と、同条第二項中「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十三条第一項本文及び第二項」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第二百二十三条第一項本文中「十日」とあるのは、「十日（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、二十日）」と読み替えるものとする」と、第二百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（総合区長が任免する職員から除かれる者）

第七百七十四条の四十八の三 地方自治法第二百五十二条の二十の二第九項の政令で定める職員は、総合区会計管理者及び総合区出納員その他の総合区会計職員とする。

（総合区が新たに設置された場合の総合区長の職務の特例）

第七百七十四条の四十八の四 総合区が新たに設置された場合においては、総合区長が選任されるまでの間は、市長がその職務を行う。

（総合区会計管理者）

第七百七十四条の四十八の五 総合区に総合区会計管理者一人を置く。

2 第百七十四条の四十二第二項から第四項まで及び第百七十四条の四十三の規定は、総合区会計管理者について準用する。この場合において、第百七十四条の四十二第三項中「区長」とあるのは、「総合区長」と読み替えるものとする。

（総合区出納員その他の総合区会計職員）

第百七十四条の四十八の六 総合区会計管理者の事務を補助させるため総合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができる。

2 第百七十四条の四十四第二項から第四項までの規定は、総合区出納員その他の総合区会計職員について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「区会計管理者」とあるのは、「総合区会計管理者」と読み替えるものとする。

（総合区の選挙管理委員会）

第百七十四条の四十八の七 第百三十四条から第百三十七条まで及び第百四十条中市の選挙管理委員会に関する規定並びに第百七十四条の四十五から第百七十四条の四十七までの規定は、総合区の選挙管理委員会について準用する。この場合において、第百四十条中「一人」とあるのは、「一人」と、第百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があった」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該総合区の選挙管理委員会の委員長」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「区又は総合区の選挙管理委員会の委員長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該

地域が新たに属した普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長」に」と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（指定都市と包括都道府県との協議に係る勧告等）

第百七十四条の四十八の八 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第四項の規定により勧告の求め（同条第二項に規定する勧告の求めをいう。以下この条において同じ。）の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県（同法第二百五十二条の二十一の二第一項に規定する包括都道府県をいう。次項及び第五項において同じ。）の知事及び国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

2 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第五項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならない。

3 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下この条において「勧告に関する意見」という。）は、勧告の求めがあつた日から九十日以内に述べなければならない。

4 指定都市都道府県勧告調整委員は、地方自治法第二百五十二条の二十

一の四第一項の規定により総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならない。

5 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があると認めるときは、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人の出頭及び陳述を求め、又は指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人並びに勧告の求めに係る事件に関係のある者に対し、勧告に関する意見を述べるため必要な記録の提出を求めることができる。

6 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告に関する意見の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとする。

7 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に対し、勧告に関する意見を述べる経過について報告を求めることができる。

(総務省令への委任)

第一百七十四条の四十九 前条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續の細目は、総務省令で定める。

第二節 中核市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

(児童福祉に関する事務)

第百七十四条の四十九の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

第百七十四条の四十九の二十 削除

(児童福祉に関する事務)

第百七十四条の四十九の二 (略)

2・3 (略)

第三節 特例市に関する特例

(土地区画整理事業に関する事務)

第百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項(同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分認可及び同法第二百七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第百七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2| 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第

三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供さなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供さなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供さなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供さなければならない」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は特例市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計

第十一章 補則

第百七十七条 (略)

の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3 第百七十四条の三十九第二項の規定は、特例市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第百七十四条の四十九の二十第一項」と、「第五十五条第一項後段、第八十六条第二項」とあるのは「第八十六条第二項」と読み替えるものとする。

第十一章 補則

第百七十七条 地方自治法第二百五十四条の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該区域に現住者がいない場合を除く外、関係市町村の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 数市町村の全部の区域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは数市町村の全部の区域を他の市町村の区域に編入した場合においては、関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を集計したもの

二 前号以外の場合においては、当該市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を廃置分合、境界変更又は境界確定のあつた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該区域の官報で公示された最

② 前項の規定は、指定都市の区若しくは総合区を新たに設け、又はこれらの区域を変更した場合にこれを準用する。

第百八十二条 (略)

② (略)

近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口若しくはその人口を集計したもの又はその人口を関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口に加え若しくは関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口から差し引いたもの

三 従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村に編入したときは、編入の日の現在により都道府県知事の調査した当該区域の人口を関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口に加えたもの

四 従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を以て市町村を設置した場合においては、設置の日の現在により当該地域について都道府県知事の調査したもの

② 前項の規定は、指定都市の区をあらたに画し、又はその区域を変更した場合にこれを準用する。

第百八十二条 地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、市町村の選挙管理委員会は、関係区域の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

② 前項の規定は、選挙立会人にこれを準用する。但し、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「当該投票に関する事務を管理する選挙管理

③ 第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の職務は、指定都市にあつては区及び総合区の選挙管理委員会、地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合せて設けた開票区による場合にあつては関係町村の選挙管理委員会の協議により定めた町村の選挙管理委員会又はその協議が調わないときは都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

第百九十条 （略）

② 指定都市における都道府県及び指定都市の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに当該都道府県及び指定都市に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除くほか、市に関する規定は、区及び総合区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十九条並びに公職選挙法施行令第四百四十一条の二及び第四百四十一条の三の規定を準用する。

第三編 特別地方公共団体

委員会」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の職務は、指定都市にあつては区の選挙管理委員会、地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合せて設けた開票区による場合にあつては関係町村の選挙管理委員会の協議により定めた町村の選挙管理委員会又はその協議が調わないときは都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

第百九十条 都の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに都に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に関する規定は、特別区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十六条及び公職選挙法施行令第三百三十八条の規定を準用する。

② 指定都市における都道府県及び指定都市の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに当該都道府県及び指定都市に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に関する規定は、区にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十九条並びに公職選挙法施行令第四百四十一条の二及び第四百四十一条の三の規定を準用する。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 広域連合

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

第三章 地方公共団体の組合

第二節 広域連合

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

(略)	指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)		(略)

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三條	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

(略)	指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)		(略)

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三條	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求に

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
(略)	(略)	(略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求に

ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第九十三条	(略)
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)
(略)	市町村ごとに	(略)

○自治紛争処理委員の調停及び審査の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十二号）
 ○自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令 第一章 総則 （趣旨） 第一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）が行う調停、審査及び処理方策の提示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の手続については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 第二章 自治紛争処理委員 （異動） 第四条 法第二百五十一条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規	自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令 第一章 総則 （趣旨） 第一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）が行う調停及び審査の手続については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 第二章 自治紛争処理委員 （異動） 第四条 法第二百五十一条第四項並びに第五項により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規

定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十一条第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。

2 前項の規定により自治紛争処理委員の中に異動があつた場合においても、既に行つた調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示の手続は、影響は受けないものとする。

第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停

第一節 調停の手続

(申請書)

第五条 法第二百五十一条の二第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
- 二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
- 三 紛争の経過
- 四 申請の年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項（削除）

定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十一条第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。

2 前項の規定により自治紛争処理委員の中に異動があつた場合においても、既に行つた調停並びに審査及び勧告の手続は、影響は受けないものとする。

第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停

第一節 調停の手続

(申請書等)

第五条 法第二百五十一条の二第一項の文書（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
 - 二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
 - 三 紛争の経過
 - 四 申請の年月日
 - 五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項
- 2 | 法第二百五十一条の二第一項の規定による調停の申請をした当事者は、当該申請書の写しを添えて、相手方である当事者に対し、遅滞なく、

(削除)

第十二条 削除

第四節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第十三条 (略)

第五章 都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共

団体相互の間の紛争に係る処理方策の提示

その旨を通知しなければならない。

第四節 調停の申請の取下げ

(当事者への通知)

第十二条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の二第二項の規定による調停の申請の取下げが行われた場合には、速やかにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

第五節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第十三条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第八条の規定による当事者が出席する調停の公開の決定
- 二 第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

(新設)

第一節 処理方策の提示の手続

(新設)

(申請書)

第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

一 紛争の当事者

二 処理方策の提示を求める事項(当事者の主張の要点を含む。)

三 紛争の経過

(処理方策を定めるための審議の期日及び場所)

第四十三条 処理方策を定めるための審議の期日及び場所は、代表自治紛

(新設)

争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第四十四条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の

(新設)

氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節 当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の

(新設)

手続

(処理方策を定めるための審議の公開)

第四十五条 当事者が出席する処理方策を定めるための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第四十六条 処理方策を定めるための審議の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、処理方策の提示の手續の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第四十七条 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第四十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三の二第四項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第四十九条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第四十五条の規定による当事者が出席する処理方策を定めるための審議の公開の決定

二 第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

第六章 電子情報処理組織による提出等の手続等

(電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第五十条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続（以下この条及び次条において「提出等の手続」という。）のうち、書面等（第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面、第二十六条及び第三十三条に規定する文書並びに第四十四条に規定する書面をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

(新設)

(新設)

第五章 電子情報処理組織による提出等の手続等

(電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第四十二条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続（以下この条及び次条において「提出等の手続」という。）のうち、書面等（第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面並びに第二十六条及び第三十三条に規定する文書をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2・3 (略)

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、当該提出等の手続を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

第四十三条 前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2 前条第一項の規定により第十六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

3 前条第一項の規定により行われた提出等の手続は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

第五十二条 (略)

2 第五十条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

第四十四条 法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県

府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政庁に送信することをもって第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十二条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書 二 第十八條の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。 。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類 三 申請者が代表者であることを証する書類 四 前各号のほか、地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。 第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所	（新設） （新設）

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

（新設）

（新設）

別記	(略)	申請書様式(第二十二條の二関係)	(略)	申出書様式(第二十二條の三関係)	(略)	情報提供様式(第二十二條の四関係)	(略)	通知書様式(第二十二條の五関係)	(略)
別記	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○総務省令第四号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十二条の二十一の三第一項の規定による勧告の求め（以下「勧告の求め」という。）に関する総務大臣の勧告の手續については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（申請書）

第二条 法第二百五十二条の二十一の三第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定都市の市長及び当該指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）の知事

二 総務大臣の勧告を求める事項（指定都市の市長及び包括都道府県の知事の主張の要点を含む。）

三 指定都市都道府県調整会議における協議の経過

四 申請の年月日

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が勧告を行うについて参考となる事項

（指定都市都道府県勧告調整委員の職務の執行）

第三条 指定都市都道府県勧告調整委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

（代表指定都市都道府県勧告調整委員）

第四条 指定都市都道府県勧告調整委員は、代表指定都市都道府県勧告調整委員を互選しなければならない。

2 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下「勧告に関する意見」という。）を述

べるための審議を行う会議（以下単に「会議」という。）を主宰し、指定都市都道府県勧告調整委員を代表する。

3 代表指定都市都道府県勧告調整委員に事故があるときは、代表指定都市都道府県勧告調整委員の指定する指定都市都道府県勧告調整委員がその職務を代理する。

（指定都市都道府県勧告調整委員の異動）

第五条 法第二百五十二条の二十一の四第五項の規定並びに同条第六項の規定により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に欠員を生じた場合においては、法第二百五十二条の二十一の四第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が指定都市都道府県勧告調整委員を任命することができる。

2 前項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員の中に異動があつた場合においても、既に行つた勧告に関する意見を述べる手続は、影響を受けないものとする。

（会議の招集）

第六条 会議は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを招集する。

2 会議の期日及び場所は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを定める。

3 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の期日及び場所を変更することができる。

（会議の秩序の維持）

第七条 会議の期日における秩序の維持は、代表指定都市都道府県勧告調整委員が行う。

2 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、前項に定めるもののほか、勧告に関する意見を述べる手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

（会議の公開）

第八条 指定都市の市長又は包括都道府県の知事が出席する会議は、指定都市都道府県勧告調整委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

（参考人の陳述等）

第九条 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

（指定都市都道府県勧告調整委員による情報の収集）

第十条 指定都市都道府県勧告調整委員は、令第一百七十四条の四十八の八第五項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、会議の期日外においてもこれを行うことができる。

（指定都市都道府県勧告調整委員の合議）

第十一条 次に掲げる事項は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとする。

一 第八条の規定による会議の公開の決定

二 第九条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

（代理人の選任及び解任の届出）

第十二条 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を指定都市都道府県勧告調整委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

（電子情報処理組織による届出の方式等）

第十三条 前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）については、同条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号

）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、当該届出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、その届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

（電子情報処理組織による届出の効果等）

第十四条 前条第一項の規定により行われた届出については、書面により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2 前条第一項の規定により行われた届出は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第二百五十二条の二第七項」の下に「第二百五十二条の二十一の三第一項及び第六項、第二百五十二条の二十一の四第一項」を加える。